学生野球資格回復制度の概要

2026年版

2013年度からプロ野球と学生野球の双方の取り組みによる「学生野球資格回復制度」が始まりました。これにより元プロ野球関係者が学生野球（大学・高校）を指導する道が大きく開かれました。

＝学生野球資格回復研修から学生指導までの道のり＝

学生野球資格回復には、NPB主催の「NPBプロ研修」と日本学生野球協会主催の「学生野球研修」の全講座を受講しなくてはなりません。
研修の修了証を受領後、日本学生野球協会に「適性審査申請書」を提出し、認定されることで学生野球資格の回復が実現します。

STEP1 NPBプロ研修

- 受講形式：eラーニング受講
- 受講期間：12月9日～12月15日
- 講座数：4講座
  ※テスト、レポート提出あり

⇨

STEP2 学生野球研修

- 受講形式：eラーニング受講
- 受講期間：1月1日～1月19日
- 講座数：12講座
  ※レポート提出あり

STEP3 適性審査申請

［必要書類］
- 適性審査申請書
- 履歴書
- 最終球団退団証明書

［送付先］
（公財）日本学生野球協会

⇨

STEP4 認定者公示

［公示方法］
（公財）日本学生野球協会
WEBサイト認定者一覧に表示
［認定証発行］
公示と同時に認定者へ認定証送付

学生野球指導実現

一般社団法人日本野球機構日本野球機構
公益社団法人全国野球振興会（日本プロ野球OBクラブ）
一般社団法人日本プロ野球選手会

プロ野球出身者の皆さまへ

学生野球資格回復には、研修会の受講とその後の諸手続きが必要です。
お手続きに十分にご注意いただき、学生野球指導の実現に向けてご研鑽ください。
ご不明な点は、お気軽にお問合せください。

受講資格

- 日本野球機構及びNPBファーム参加球団または日本地域プロ野球リーグ機構傘下、海外プロ球団に所属したことのある方（既退団者）
- 研修会までに球団を退団することが明らかな方（退団見込者）
- 球団在籍中に研修を修了させ退団後資格回復を目指す方（現役）

【選手/監督/コーチ】

当年度退団見込みの方、または現在球団に在籍中の方で、退団後に学生野球資格の取得を目指す方は、在籍期間中でもSTEP2の研修まで受講することができます。

ただし、球団在籍期間中は学生野球の指導はできません。退団後にSTEP3の「適性審査」の申請を行い、認定証が交付されるまでは資格回復が認められませんのでご注意ください。

研修修了証は適性審査の申請に必要となりますので大切に保管してください。

※ユニフォーム組（選手、監督、コーチ）ではない球団スタッフ、職員の方は退団（退職）と同時に学生野球資格が回復します。本制度でのお手続きは必要ございません。

行程

研修受講から
資格回復認定→指導登録→資格喪失→再度の資格回復

【募集期間】10月15日（木）～12月7日（月）
【研修受講】NPBプロ研修：4講座　学生野球研修：12講座　※eラーニング形式で受講
【適性審査】申請書類一式を提出

- 研修を修了しただけでは学生指導はできません。研修後に日本学生野球協会に申請を行い、認定を受けた方（適性認定者）が指導可能となります。
- 「NPBプロ研修修了後、学生野球研修の修了まで手続きが進まなかった方」「学生野球研修修了後、適性審査の申請まで進まなかった方」は、翌年以降に手続の途中から再開することができます。

【資格喪失届】認定者が再びプロ球団の所属となる場合に提出
【再申請】プロ球団を退団し、再び適性認定を受ける場合に提出

- 資格喪失をした方がプロ球団退団後、再び資格の回復を希望する場合は、再申請のお手続きが必要です（書類申請のみ）。（注）スクールでの一時的指導など、球団との契約関係が常態でないと判断できる方については、球団在籍者とはみなさず、資格喪失とはならない場合がございます。詳しくは事務局へお問合せください。

退団証明書

退団証明書の発行

【お願い】

適性審査申請には、最終所属球団の退団証明書を添付する必要があります。
申請に備えてご本人で退団証明書の発行を最終所属球団に求めてください。
（海外プロ出身者は退団証明書不要）

【留意事項】

- 退団証明書の有効期間は発行日から3か月です。
- すでに球団が消滅した場合には、継承球団が証明書の発行を行います。継承球団がない場合は、NPBまたは地域リーグにお問合せください。
- NPBと地域リーグの両方に所属した方で、地域リーグが最終球団の場合は、地域リーグの球団から証明書を取得してください。